

## 徳島県SDGsロゴ使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県内でSDGsを普及啓発するためのロゴマークについて、その使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第2条 前条のロゴマークは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 徳島SDGsプラットフォームロゴ
- (2) 徳島SDGsパートナーロゴ

2 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

### (使用対象者)

第3条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定める者（以下、「使用者」という。）とする。ただし、前条第1項(2)のロゴマークについては、次の(2)に掲げる者を除く。

- (1) 県知事部局、企業局、病院局及び県の行政委員会
- (2) 徳島SDGsプラットフォーム設置要綱第3条に規定する会員
- (3) 徳島SDGsパートナー制度実施要綱第5条第1項に規定する「徳島SDGsパートナー」
- (4) その他、県がロゴマークの使用を認めた者

### (使用制限)

第4条 前条に定める者は、次の各号に掲げる内容に該当する場合を除き、SDGsの普及・啓発のため、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。
- (2) 政治、宗教等の活動に使用すること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるものに使用すること。
- (4) 賭博・ギャンブル（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条に規定する宝くじに係るものを除く）に係るものに使用すること。
- (5) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるものと認められること。
- (6) 特定の商品やサービスの販売を目的に使用すること。
- (7) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用すること。
- (8) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。
- (9) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用すること。

### (使用方法)

第5条 別図に定めるロゴマークは、次の各号に従い使用することができるものとする。

- (1) ロゴマークは、別図に定める指定のカラーを使用するものとする。
- (2) ロゴマークの図形を変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）することやロゴマークの外枠の範囲内に他の文字や色等、別の要素を配置して使用してはならない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の非独占性等)

第7条 この要綱による使用は、使用する者が意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録及び知的財産に関する権利の設定又は登録など、独占してデザイン等を使用する権利を付与し、又は使用する者等について推奨を行うものではない。

(使用者の責任)

第8条 使用者がロゴマークの使用により県に損害を与えた場合、県は、その賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者は、その旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は、損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(苦情の処理)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用に際し、苦情があった場合には、責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告)

第10条 知事は、使用者に対して、必要に応じて使用状況等の報告を求めることができる。

(使用の禁止)

第11条 使用者が第4条に定める使用制限に反する使用を行った場合、その他ロゴマークを使用することが適当でないと県が認めた場合、県は、当該使用者に対し、ロゴマーク使用の禁止を命じることができる。

2 使用者は、前項の命令を受けたときは、ロゴマークの使用を速やかに止めなければならない。

(その他)

第12条 ロゴマークに関する著作権は県に属し、その運用に関する事務は、観光スポーツ文化部万博推進課において行う。

2 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年9月7日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別図

徳島SDGsプラットフォームロゴ  
(カラー)



(グレースケール)



徳島SDGsパートナーロゴ  
(カラー)



(グレースケール)

